

無期労働契約への転換 限定正社員への転換 正社員への登用

企業名	株式会社 滋賀銀行 (銀行業)	労働者数	有期契約労働者 1,007 人 正社員 2,228 人 (H27.3.31 現在)
所在地	滋賀県大津市		



無期転換制度の概要

○有期雇用労働者（嘱託およびパートタイマー）の雇用契約が更新により通算5年を超えた時、労働者から申込みがあれば無期雇用労働者に転換できる制度を導入（H27.7.1 制度導入）

1 導入の背景

- 改正労働契約法（H25.4.1 施行）および改正高年齢者雇用安定法（H25.4.1 施行）に伴い、有期雇用労働者（嘱託およびパートタイマー）の無期雇用への転換および、60歳以上の高齢者再雇用への制度を検討。
- このうち、無期雇用への転換については、知識、経験を持つ労働者に継続的に活躍してもらうために導入。（H27.7.1 制度導入）

2 取組手順

- 無期雇用および高齢者再雇用制度の検討のきっかけは、正社員の事務負担を軽減し、コンサルティング業務にかける時間をいかに捻出するかという課題があったことによるもの。豊富な知識や経験のある嘱託・パートタイマーに、長期間、継続的に働いてもらうことが、正社員の業務ステージのアップにつながるとの考えから導入。一定の効果が出ている。
- 従来から、一定条件を満たせば、パートタイマーから嘱託へ、嘱託から正社員への登用制度を設けていたが、平成27年7月に無期雇用労働者（嘱託およびパートタイマー）が直接、正社員を目指せる制度に改正し、さらなるキャリアアップと活躍の機会を提供している。
- 嘱託およびパートタイマーが無期雇用労働者となった場合でも、最長65歳まで勤務することを前提に制度設計をしており、人件費の面で大きな負担になるとは考えていない。
- 制度導入で、長期安定雇用が望めることにより労働者の働く満足度は上がっている。また、企業としても知識と経験が豊富な人材を確保できることは大きな魅力であると考える。

3 雇用形態

名称	賃金形態	雇用形態	勤務時間	異動
社員	月給	無期労働契約	フルタイム	あり
嘱託	月給	採用時より5年以内 ⇒有期労働契約 (1年契約の更新) 採用時から契約の反復更新により5年超となり、本人の希望があれば ⇒無期労働契約	フルタイム	あり
特定業務嘱託 (60歳以上の元社員)	月給	有期労働契約(1年契約の更新)	フルタイム	あり
パートタイマー	時給	採用時より5年以内 ⇒有期労働契約 (採用当初最大2ヵ月契約、その後1年契約の更新) 採用時から契約の反復更新により5年超となり、本人の希望があれば ⇒無期労働契約	パートタイム	あり
シニアスタッフ (60歳以上の元嘱託・元パートタイマー)	時給	有期労働契約(1年契約の更新)	パートタイム	あり

4 登用基準

登用区分	登用基準
嘱託の無期労働契約への 転換	採用時より通算5年を超えて雇用契約を更新した嘱託 (登用試験は無し)
パートタイマーの無期労働 契約への転換	採用時より通算5年を超えて雇用契約を更新したパートタイマー (登用試験は無し)
嘱託から正社員への登用	書類選考、面接および筆記試験により選考。合格者は正社員へ登用。
パートタイマーからの 正社員への登用	書類選考、面接および筆記試験により選考。 嘱託として一定期間(原則1年)経過後、勤務振りが期待水準に達し ている場合は正社員へ登用。
派遣社員からパートタイマ ーまたは嘱託への登用	派遣期間3年超。書類選考、面接および筆記試験により選考。 合格者はパートタイマーまたは嘱託への登用

5 処遇・労働条件

	社員	嘱託	特定業務嘱託	パートタイマー	シニアスタッフ
契約期間	○無期労働契約	○有期労働契約 (1年契約の更新) ○6年目以降、 無期労働契約 (但し、満60才の 誕生日の属する月の 末日を定年とする)	○有期労働契約 (1年契約の更新) (但し、満65才の 誕生日の属する月の 末日を雇用期限とす る)	○有期労働契約 (1年契約の更新) ○6年目以降、 無期労働契約 (但し、満60才の 誕生日の属する月の 末日を定年とする)	○有期労働契約 (1年契約の更新) (但し、満65才の 誕生日の属する月の 末日を雇用期限とす る)
労働時間	フルタイム	フルタイム	フルタイム	パートタイム	パートタイム
異動・出向	あり	あり	あり	あり	あり
賃金形態	月給	月給	月給	時給	時給
昇進・昇格	あり	なし	なし	—	—
賞与 (基本賞与+業績評価)	あり	あり	あり	あり	あり
職務手当	あり	—	—	—	—
退職給付	退職一時金、 退職給付年金	—	—	—	—
雇用終了の定め	満60才	満60才	満65才	満60才	満65才

6 その他（無期転換の実施にあたって活用したツール、支援策

- 滋賀労働局が開催したセミナー
- 業界団体が開催したセミナー